

公益社団法人北海道社会福祉士会広告物の取扱い料金に関する細則

細則第9号

2008年9月6日制定

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人北海道社会福祉士会(以下「本会」という。)広告掲載に関する規程(規程第1号)第6条に基づき、同封する広告媒体の取扱料金について基本的事項を定めることを目的とする。

(機関紙の発行)

第2条 機関紙は原則として、偶数月に発行する。

(1) 関紙の送付先は、本会会員・都道府県社会福祉士会・道内関連機関とする。

(2) 同封する広告物数は都度、本会事務局に確認する。

(3) 発行月の前月末日までに本会事務局に納品する。

(ホームページへの掲載)

第3条 バナー広告の掲載は、本会ホームページのトップページとする。

2 掲載に係る提出は、掲載を希望する前月の20日(土日・祝日の場合は、その次の平日)までに広告画像データをEメールで送信、もしくは電磁的記録媒体に保存して本会事務局まで提出するものとする。

(取扱料金)

第4条 同封する広告物の取扱料金は下記のとおりとする。

	A4サイズ 1枚	A3サイズ 1枚	A4サイズ 2枚以降	A3サイズ 2枚以降
正会員 賛助会員	5円	7円	1枚あたり 2円を加算	1枚あたり 4円を加算
その他	10円	12円	1枚あたり 2円を加算	1枚あたり 4円を加算

注) A3サイズは2つ折で納品のこと。2つ折りが必要な場合は1枚につき2円追加手数料とする。

2 バナー広告料は、次のとおりとする。

(1) バナーサイズ 120px×60px (標準)

(2) 掲載する個数 最大20程度 (先着順とする)

(3) 金額 月額2,500円とし、日割計算はしない。

(4) 期間 1ヵ月単にとする。

(請求)

第5条 毎月末に請求書を発行する。

附 則

1 この細則は、2008年9月6日から施行する。

2 この細則は、2010年1月30日改正施行する。

3 この細則は、2013年7月20日から施行する。なお、改正後の規定は、2013年4月1日から適用する。